平成 20 年 10 月 29 日制定

利益相反ポリシー

国士舘大学（以下「本学」という。）の教職員が、教育及び研究に関する社会的責任を果たしながら産業界をはじめとする社会との連携を推進するためには、本学と企業等間における何らかの形で所属する場合に起こりうる「本学における職務で生じる利益」と「他の組織における職務で生じる利益」の相反を調整し、これに対処する仕組みを整備し、社会から信頼されることが重要である。

このような利益相反問題に対処するために、本学では、以下のような「利益相反ポリシー」を掲げる。

1　利益相反とは、理事及び教職員または大学が、産官学連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という大学における職業上の責任が衝突・相反している状況（狭義の利益相反）並びに理事及び教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状況（責務相反）をいう。

2　利益相反の調整に関しては、「他の組織における職務」が「私的利益」と「公共の利益」の両方を生じさせるが、「本学における職務」と両立せず利益が相反する場合で、それぞれの利益が本学の使命や他のポリシー等に照らし同等の重要性を有すると判断される場合には、「公共の利益」を損ねないようにする。

3　「本学における職務で生じる利益」と「他の組織における職務で生じる教職員の私的利益」が相反する場合で、それぞれの利益が本学の使命や他のポリシー等に照らし同等の重要性を有すると判断される場合には、「本学における職務で生じる利益」を損ねないようにする。

4　「学生の学ぶ権利に基づく利益」と「本学の経済的利益」や「教職員の私的利益」が相反する場合には、「学生の学ぶ権利に基づく利益」は「本学の経済的利益」や「教職員の私的利益」より優先する。ただし、学生も、本学の経済的利益や教職員の私的利益を必要以上に損ねない責任を負う。

5　利益相反に対処するために設置する機関における手続きは、職務の信頼性に疑惑を抱かれないように、公明、公正、中立で透明性を確保したものとする。